

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 廃プラスチック類を洗浄して燃料化

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(内容)

飲食店から排出される廃プラスチック類は、塩分が多く付着していてそのままでは再利用できませんが、これを洗浄して塩分を除去し、圧縮固化すると燃料として再利用できます。この製造過程で汚水が発生しますが、この汚水の排水基準は何が適用されますか。

(回答)

河川や湖沼など公共用水域へ汚水を排出する場合は、各河川などに設定された環境基準を達成するために、水質汚濁防止法に基づき、汚水を発生させる施設を特定施設として定め、排水基準が定められています。また、栃木県特有の汚水を発生させる施設についても条例で県独自の特定施設が定められておりますが、御照会の洗浄施設はどちらの特定施設にも該当しません。従って、具体的には適用される排水基準はありません。

しかし、汚れた廃プラスチック類（産業廃棄物）を洗浄して固形燃料を製造する場合は、少なくとも廃棄物処理法に基づき法第 14 条の処理業の許可が必要になります。栃木県の場合は、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づき、法に基づく許可申請をする前に事前協議が必要になります。この手続きは、まず、計画の概要を記載した簡単な事業計画書を県に提出し、廃棄物処理法のほかに必要な手続きの洗い出しを行います。県は事業計画を関係各課に送り、必要な手続きを取りまとめ事業者に教示します。事業者は必要な手続きを確認し、事業を進めるのか断念するのか判断し、事業を進める場合は、事前協議を行い協議終了後、許可申請を行います。

お尋ねの汚水の基準については、廃棄物の処理基準に、施設を設置する場合は生活環境に影響を生じないこととありますので、生活環境に影響を生じさせないための基準が適用されると思います。具体的には、水質汚濁防止法等の規制がかからない場合は、浄化槽法の大匠認定の構造基準（BOD20 mg/l）を参考にされるのではないかと思います。

栃木県の場合、廃棄物処理施設を設置する場合、宇都宮市が中核市になりますので、宇都宮市内でしたら宇都宮市、それ以外の県内でしたら、施設を設置する場所を所管する環境森林事務所の環境対策課に、指導要綱に基づく事業計画書を提出し、排水基準やその他関係法令の確認を行って事業を進めるか判断してください。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（6月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ向向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。